

綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 6月号 Vol. 1851

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

綿スフ工連・綿工連通常総会及び同交会理事会・評議員会開催／「ものづくり補助金〔一般型・※特別枠含む〕」「持続化補助金」第3次公募中／「持続化給付金」サポート会場開設／雇用維持を図るための助成金について／「省エネルギー投資促進に向けた支援事業」公募中／令和2年度第2次補正予算案閣議決定／特許公開情報

●綿スフ工連・綿工連通常総会及び同交会理事会・評議員会開催

5月19日、日本綿スフ織物工業組合連合会(綿スフ工連)、日本綿スフ織物工業連合会(綿工連)の通常総会が開催され、(1)2工連の2019年度事業報告書及び決算関係書類、(2)2工連の2020年度事業計画案・収支予算案並びに賦課金徴収方法案(綿工連)については原案とおり承認され、(3)任期満了に伴う役員の変更・選任(2工連)が行われた。

また、一般財団法人日本綿スフ機業同交会(同交会)では、2019年度事業報告書及び決算関係書類が理事会・評議員会で承認され、評議員会においては、任期満了に伴う理事・監事・評議員の選任が行われた。

その後、綿スフ工連・綿工連、同交会の新理事による互選理事会を開催し、綿スフ工連理事長、綿工連会長並びに同交会代表理事には尾北綿スフ織物工業組合の平松誠治理事長が再任された。

なお、2工連の副理事長(副会長)は加藤哲(三州)、植野和雄(泉州)、中川茂樹(大阪南部)、堀口寿一(播州)、篠原由訓(広島)の各理事長が選任された。

●「ものづくり補助金〔一般型・※特別枠含む〕」「持続化補助金」第3次公募中

5月22日、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業のうち、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)」、「小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)」の第3次公募が開始された。

○中小企業生産性革命推進事業(中小企業庁)

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



第3次公募締切: ものづくり補助金 8月3日(月)

持続化補助金 10月2日(金)

※特別枠(令和2年度補正予算で創設)

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けの補助金の特別枠で、一定の申請要件(補助対象経費の1/6以上)を満たした場合に、補助率が1/2から2/3となるなど優先的な支援となっている。この特別枠は中小企業生産性革命推進事業、①持続化補助金、②モノづくり補助金、③IT導入補助金が対象となる。

【特別枠の申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件のいずれかに合致する投資であること。

A: サプライチェーンの毀損への対応(補助率2/3)

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換(補助率3/4)

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。

C: テレワーク環境の整備(補助率3/4)

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。

○特別枠では、本事業で開発する製品・サービスにかかる広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、展示会出展(海外展示会を含む)、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等にかかる経費も事業対象となっている。(上限額=補助対象経費総額(税抜き)1/3)

1. 補助事業と関係のない製品・サービスの広告や会社全体のPR広告に関する経費は対象外。

2. 補助事業期間内に広告が使用・掲載されること、展示会が開催されることが必要。

3. 出張旅費や交際費は補助対象とならない。

◎「事業再開支援パッケージ」の創設

中小・小規模事業者の事業再開の努力を強力に後押しするべく、「持続化補助金(特別枠・通常枠)」「ものづくり補助金(特別枠)」において、ガイドライン等に沿った感染防止対策の投資※に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)が上乘せされた。

○支援内容

補助率: 定額補助(10/10)

補助上限: 50万円(又は総補助額の1/2まで)

対象者: 持続化補助金(特別枠・通常枠)、ものづくり補助金(特別枠)の採択者
39県で緊急事態宣言が解除された5月14日以降に発生した経費が対象。



○製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(経団連)

http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.pdf



生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

- 中小企業の事業再開を強力に後押しすべく、持続化補助金等において、**業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組への支援を拡充(以下、赤字の部分)**。
(持続化補助金の最大の補助額を、100万円から150万円へ引き上げ)

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

【事業再開枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策 (アクリル板・透明ビニールシート等)
- 換気設備
- その他衛生管理 (クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キールシステム等)
- 掲示・アナウンス (従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

- (例) ・部品調達困難による部品内製化
- ・出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

- (例) ・自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入
- ・店舗販売からE C販売へのシフト 等

類型C：テレワーク環境の整備

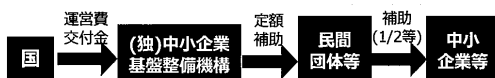
- (例) ・WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入

中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設

令和2年度補正予算額 **700億円**

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けます。 ● 具体的には、新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による、設備投資、販路開拓、IT導入等を優先的に支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上 ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上 ● 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。 ● サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。 <p>※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。</p> <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>【各補助事業の拡充内容】</p> <p>①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金) (補助上限:1,000万円、補助率:1/2から2/3へ引き上げ) 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。</p> <p>②小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金) (補助上限:50万円から150万円へ引き上げ、補助率:2/3) 小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。</p> <p>③サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金) (補助額:30万~450万円、補助率:1/2から2/3へ引き上げ) 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援します。</p> <p>【申請要件】 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること</p> <p>A：サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</p> <p>B：非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例:店舗販売からE C販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)</p> <p>C：テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例:WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)</p> <p>※本特別枠は、年度内に予定している切りに適用されます。</p>



●「持続化給付金」サポート会場開設

経済産業省は、「持続化給付金」に関して電子申請を行うことが困難な申請者のために、5月12日より「申請サポート会場」を開設している。5月末までに465カ所の会場が開設されており、6月以降も順次追加されるほか、「申請サポート会場」が設置されていない地域には、キャラバン隊を派遣して申請をサポートすることになっている。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200518001/20200518001.html>



○持続化給付金支給額算定方法変更

持続化給付金の給付額は10万円未満切捨てる運用となっていたが、5月8日付で10万円未満の額についても支給されることとなった。既に給付を受けている場合は追加で支給される。(追加給付を受けるための再度の申請は不要)

・持続化給付金事業コールセンター

直通番号: 0120-115-570

受付時間: 8時30分～19時00分 (6月は毎日、7月は土・祝日を除く)

8時30分～17時00分 (8月以降、土・祝日を除く)

●雇用維持を図るための助成金について

○雇用調整助成金申請手続き更に簡素化

雇用調整助成金の申請手続きが5月19日から休業計画の届出提出が不要となり、助成額の算定方法が簡素化されて、より活用しやすくなっている。また、5月20日からはオンラインによる申請受付が開始されている。

○緊急雇用安定助成金支給申請簡素化(雇用保険被保険者以外)

雇用調整助成金は雇用保険被保険者の従業員の休業が対象となるが、雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合の「緊急雇用安定助成金」の申請方法が簡素化され、そのマニュアルが厚労省より5月19日に出された。

・緊急対応期間: 4月1日～6月30日(5月25日付で9月30日(水)まで延長)

・申請期限: 支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

◎緊急雇用安定助成金マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634275.pdf>



雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化 (5月19日～)

オンライン申請受付開始 (5月20日～)

雇用調整助成金の手続きを大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル: <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>



【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定
雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。**

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に
休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。今般、申請手続の更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。**

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただけます。

【更なる簡素化の内容3】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます
平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します
年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の1か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請開始】

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでしたが、事業主の更なる利便性向上のため、**オンラインでの申請受付を開始します（令和2年5月20日より）。**

なお、申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要になりますのでご準備いただき、ホームページへアクセスしてください。

オンライン申請URL：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

●「省エネルギー投資促進に向けた支援事業」公募中

令和2年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」の公募が開始されている。

○事業概要（一般社団法人環境共創イニシアチブ）

<https://sii.or.jp/cutback02/uploads/panflet.pdf>

公募期間：2020年5月20日（水）～6月30日（火）17:00必着

※申請書類は、配送状況が確認できる手段で郵送すること。（直接持参は不可）

※交付決定は8月下旬を予定。

※採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行うため不採択となる場合がある。

(1) 工場・事業場単位

https://sii.or.jp/cutback02/orientation_1.html



(2) 設備単位

https://sii.or.jp/cutback02/orientation_2.html



●令和2年度第2次補正予算案閣議決定

2020年度第2次補正予算案が5月27日に閣議決定された。歳出総額は31兆9,114億円、事業規模117.1兆円。財源は全額国債発行で賄う。新型コロナウイルスの更なる対策として雇用を維持した企業に休業手当を助成する雇用調整助成金の日額上限の引上げ、中小規模事業者向けの資金繰り対応強化、家賃支払いが困難な中小企業や生活の苦しい学生などに向けた支援策が盛り込まれている。

◎雇用調整助成金の拡充

日額上限を8,330円から1万5,000円(月額33万円)に引き上げ。適用期間は4月1日に遡及の上、9月30日(水)までとする。緊急対応期間も9月30日まで延長し、解雇等を行わない中小企業の助成率を10分の10とする。

新型コロナウイルス感染症対策関係 令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案のポイント

令和2年5月27日

- ▶ 新型コロナウィルスの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する。
- ▶ 追加額 4兆9,733億円(うち一般会計 3兆8,507億円、労働保険特別会計 1兆4,446億円) ※一般会計から労働保険特別会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

(1) PCR等の検査体制のさらなる強化

- 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施【366億円】
 - ・ 地域外来・検査センターの業務委託等を支援し、検査体制を強化
 - ・ 行政検査としてPCR・抗原検査を実施
- 検査試薬、検査キットの確保【179億円】
 - ・ PCR検査試薬、抗原検査キットの買上げ等
- 抗体検査による感染の実態把握【14億円】
 - ・ ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

- 感染拡大防止システムの拡充・運用等【13億円】
 - ・ 感染者等の情報を把握・管理するシステム(HER-SYS)の機能拡充
- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充【29億円】
 - ・ 医療機関から患者の受入れ状況や医療機器稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム(G-MIS)について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加

(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

- ワクチン・治療薬の開発等【600億円】
 - ・ ワクチン・治療薬等の開発資金の補助
- ワクチンの早期実用化のための体制整備【1,455億円】
 - ・ ワクチン開発と並行して生産体制の整備、シリンジ・注射針の買上げ・備蓄等

3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

(1) 雇用を守るための支援

- 雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】
 - ・ 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に特例的に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設【5,442億円】
 - ・ 休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、支援金を支給
- 失業等給付金の確保【2,441億円】
 - ・ 雇用失業情勢の変化に対応するため、失業等給付金を確保
- 就職支援の強化等【34億円】
 - ・ ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化
- 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【2.5億円】
 - ・ 雇用等に係る情報の多言語による発信強化
- 小学校等の臨時休業に伴う特別休暇取得制度への支援【50億円】
- 新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設【90億円】

2. ウィルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

● 新型コロナウィルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充(国庫負担10/10)【2兆2,370億円】

- ・ 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
 - ✓ 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援等
- ・ 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
 - ✓ 感染症対策を徹底したサービス等の提供するために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援等

● 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】※この他、買付取組として1,326億円を財政融資

- ・ (独)福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充
- ・ 融資までの対策としての診療報酬等の一部の概算前払いに必要な借入利子等の補助
- 医療用物資の確保・医療機関等への配布等【4,379億円】※この他、予備費により1,680億円
- ・ サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋といった個人防護具等を買上げ、必要な医療機関等に優先配布、必要に応じて備蓄

● 薬局における薬剤交付支援事業【11億円】

- 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】
 - ・ 事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等

● 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】

- ・ 生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援

● 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布【9.4億円】

- ※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る特例的な評価を行う。

(2) 生活の支援等

- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施【2,048億円】
- 生活困窮者等への支援の強化【65億円】、住まい対策の推進【99億円】
 - ・ 自立相談支援機関等の人員体制強化、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援
- 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援【8.7億円】
- 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給【1,365億円】
- 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化【4.2億円】
- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化【41億円】
 - ・ 児童相談所や市町村の体制強化、子ども食堂や宅食等を行う民間団体等の支援
- 妊産婦等への支援の強化【177億円】
 - ・ 妊産婦に対する寄り添い型支援と検査費用の補助、オンライン保健指導、乳幼児健診の個別化等
- 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等【189億円】



◎経産省関連第2次補正予算のポイント

令和2年度第2次補正予算案のポイント

【予算額：15兆168億円】

※うち、4兆8,067億円は財務省計上、55億円は農林水産省計上。

1. 資金繰り対策 【10兆9,405億円】

- ①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）
【5兆5,683億円】
- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を継続し、さらに貸付上限額と利下げ限度額の引き上げを実施。
- ②民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）
【3兆2,375億円】
- 都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続し、さらに融資上限額の引き上げを実施。
- ③資本金性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け） 【1兆2,442億円】
- 長期一括償還の資本金性劣後ローンを供給するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施。
- ④危機対応融資及び資本金性劣後ローン（中堅・大企業向け） 【8,905億円】
- 長期・低利の融資を実施するとともに、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本金性劣後ローンを供給。

2. 持続化給付金 【1兆9,400億円】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

3. 家賃支援給付金 【2兆242億円】

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

4. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援 【1,000億円】

- 業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

5. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業 【94億円】

- 各市町村へ専門家を派遣し、中小・小規模事業者からの相談に対応する体制を整備。また、商工会・商工会議所の相談受付体制を強化。

6. 感染症対策関連物資生産設備補助事業 【22億円】

- 抗原検査機器やN95マスク等のニーズが高い物資について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助し、国内における供給の拡大を図る。

○資金繰り対応の強化

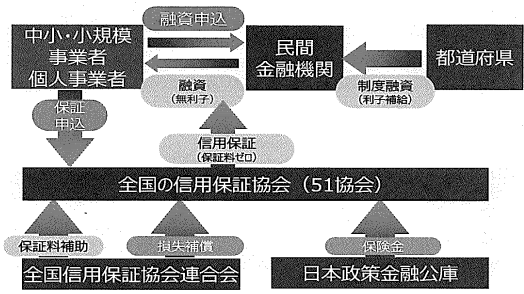
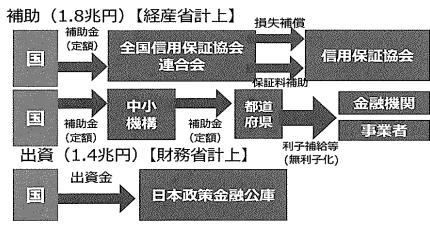
中小・小規模事業者向け融資として日本政策金融公庫と商工中金の無利子・無担保融資規模を大幅に拡充。民間金融機関の融資規模も拡充。

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

中小企業庁 金融課
03-3501-2676

令和2年度第2次補正予算案額 **3兆2,375億円** <うち財務省計上1兆4,125億円>

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。 ●また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。 ●今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化 <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。</p> <p>対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）</p> <p>個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る) ▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)</p> <p>中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2 中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)</p> <p>融資上限額：4,000万円</p>



○持続化給付金の拡充

第1次補正予算では事業収入が対象であったが、雑所得、給与所得も対象となる。

持続化給付金

中小企業庁 総務課
03-3501-8433

令和2年度第2次補正予算案額 **1兆9,400億円**

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うラインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。 ●このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。 <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。 <p>給付対象者： 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>給付額： 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。</p>



■売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入)
－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)



○事業再開支援

中小企業生産性革命推進事業における事業再開支援の拡充。

中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算案額 1,000億円

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容	事業イメージ																								
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。 ● 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。 ● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上 ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上 ● サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。 <p>※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。</p> <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>【各補助事業の拡充内容(事業再開支援パッケージ)】</p> <p>特別枠(類型B・C)の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助上限・補助率</th> <th>通常枠</th> <th>特別枠(類型A)</th> <th>特別枠(類型B・C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">持続化補助金(販路開拓等)</td> <td>50万円・2/3</td> <td>100万円・2/3</td> <td>100万円・2/3 → 3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ものづくり補助金(設備導入)</td> <td>1,000万円・1/2 (小規模 2/3)</td> <td>1,000万円・2/3</td> <td>1,000万円・2/3 → 3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【事業再開枠】50万円・定額(10/10)</td> </tr> <tr> <td>IT導入補助金(IT導入)</td> <td>450万円・1/2</td> <td>450万円・2/3</td> <td>450万円・2/3 → 3/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。 ※クラスター対策が必要と考えられる業種(「ナイトクラブ、ライブハウス等」)はさらに上限を50万円上乗せ。</p> <p>【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づき、以下の感染防止対策費(消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)、換気設備、その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キールシステム等)、掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの))</p> <p>【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致</p> <p>類型A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</p> <p>類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例: 自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフト)</p> <p>類型C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例: WE B会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)</p>			補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)	持続化補助金(販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			ものづくり補助金(設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			IT導入補助金(IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4
補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)																						
持続化補助金(販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4																						
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※																								
ものづくり補助金(設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4																						
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)																								
IT導入補助金(IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4																						

●特許公開情報

2020年5月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2020年5月公開分)

<5月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-070514	東洋紡S T C(株) 日本エクスラン工業(株)	吸放湿性と耐摩耗性に優れた長短複合紡績糸および織編物
2	特開 2020-070519	東レ(株)	織物
3	特開 2020-070520	東レ(株)	織物および衣料
4	特開 2020-070524	帝人フロンティア(株)	グローブ用布帛および繊維製品
5	特開 2020-073746	(株)加島 田中 孝幸(広島県)	保護スリーブ及びその製造方法

6	特開 2020-076172	東レ(株)	吸湿性極細複合繊維および繊維構造体
7	特開 2020-076173	三菱ケミカル(株)	織物及びその製造方法
8	特開 2020-076192	ハンコック タイヤ アンド テクノロジー カンパニー リミテッド (韓国)	タイヤコード織物、この製造方法、これを含むシート及び前記シートを含むタイヤ
9	特開 2020-079370	パナック(株) ジェイサイエンテック(株)	複合シート
10	特開 2020-079451	三菱ケミカル(株)	複合加工糸および織編物
11	特開 2020-079455	(株) ITOI生活文化研究所	生地、及び衣服
12	特開 2020-079471	林燃糸(株)	ハンダ付け部含有布帛
13	特許 6680939	信越石英(株)	ガラスクロス光反射体を含む構造体

5月の行事

- 5月13～14日…… JFW-Premium Textile Japan 2021S/S(東京国際フォーラム)《中止》
- 5月19日 …………… 綿スフ工連/綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会
- 5月28日 …………… 綿スフ工連/綿工連理事会

6月以降の行事

- 6月13日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪綿業会館)
- 7月13日…………… 織産連常任委員会(霞ヶ関ビル)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です



**JAPAN
COTTON**
Pure Cotton
ピュア・コットン・マーク



**JAPAN
COTTON**
Cotton Blend
コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を図るため、
国内で製造した綿素材の織物を使用した繊維製品に対してジャ
パン・コットン・マークの表示を推進しております。